

愛知県耐震改修促進法に係る認定に関する要綱第3条に基づく 専門機関の認定基準

愛知県耐震改修促進法に係る認定に関する要綱（以下、「要綱」という。）第3条第5項第1号の知事が定める認定基準は、次に定めるとおりとする。

第1 用語の定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 評定委員会 要綱第1条の専門機関（以下「専門機関」という。）が、要綱第3条第1項から第3項に規定する評定を実施する会議をいう。事前審査を行う部会を設置する場合は、部会を含む。
- 2 評定委員 評定委員会を構成する者をいう。
- 3 制限業種 次に掲げる業種（国、都道府県又は市町村の建築物に係る工事監理業を除く。）をいう。
 - イ 設計、工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続きの代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務、建築基準法に基づく構造計算適合性判定の業務を的確かつ円滑に実施をするために、専門機関自らが、構造設計及び構造計算に関する相談業務等を行う場合の相談業務等は除く。）
 - ロ 建設業（しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。）
 - ハ 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）
- 二 建築設備の製造、供給及び流通業。
- 4 親族 配偶者ならびに二親等以内の血族及び姻族をいう。
- 5 関係企業等 次のいずれかに該当する企業、団体等をいう。
 - イ その者又はその親族が、総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等
 - ロ その者が所属する企業、団体等（過去二年間に役員であった企業、団体等を含む。）
 - ハ その者の親族が役員である企業、団体等（過去二年間に役員であった企業、団体等を含む。）

第2 評定業務の実施について

- 1 評定委員の数は10名以上であること。
- 2 評定委員は建築構造に関し、大学若しくは高等専門学校の准教授以上の職にある若しくはあった者（以下「学識経験者」という。）、又は建築構造に関し10年以上の実務を

有する者であること。

- 3 評定委員会が設置されること。
- 4 評定委員会（部会を含まない。）は評定委員が4名以上出席して審査し、そのうち2名以上の学識経験者の出席があること。
- 5 評定業務に関する実施要領が定められていること。
- 6 評定業務の場所が特定されていること。

第3 経理的基礎について

- 1 専門機関が、債務超過の状態にないこと。
- 2 毎年度の事業計画が定まっていること。
- 3 評定価格が定まっていること。

第4 評定業務以外の業務について

- 1 専門機関は制限業種を行ってはならないこと。
- 2 評定業務は他の業務と独立した部署で行い、専任の担当職員を置くこと。
- 3 評定委員は自身、親族、関係企業等が建築主である建築物の評定を行ってはならないこと。
- 4 専門機関の職員及び評定委員は業務上知りえた秘密を漏らし、又は自己の他の業務のために使用してはならないこと。

第5 その他

- 1 専門機関は予算及び評定委員の構成を毎年度当初に、愛知県知事に届け出ること。
- 2 専門機関は前年度の評定実績及び決算内容を毎年度当初に、愛知県知事に届け出ること。
- 3 専門機関は業務内容の変更、休止、廃止をしようとする場合は、愛知県知事に届け出ること。
- 4 専門機関は評定の業務に関する事項を記載した帳簿を備え付け、保存しなければならないこと。

附則

この基準は、平成20年3月7日から施行する。

附則

この基準は、平成27年2月3日から施行する。